

建築物の接道長さに係る建築基準条例適用の緩和に対する 意見の取扱いについて

宮城県建築審査会 平成24年9月18日

建築基準条例（昭和35年7月21日公布 宮城県条例第24号）（以下「条例」という。）
第13条の規定による建築物の接道長さに係る承認の申請があり、下記に該当する場合は、知
事は当該申請を承認し、直近の建築審査会に報告することができる。

記

建築基準法第43条第1項ただし書許可を受けた敷地で、当該敷地に接する「道」又は「通
路」を「道路」と読み替えた場合に条例第7条から第10条の規定に適合する敷地。